

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、条例第15条の規定に基づき次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

平成24年4月13日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 鳥取市長 竹 内 功

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合
 - (2) 代表者の氏名 管理者 鳥取市長 竹内 功
 - (3) 主たる事務所の所在地 鳥取市鍛冶町18-2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置及び供用に係る事業
 - (3) 規模 処理能力 約270トン/日（現時点で想定される規模）
- 3 対象事業実施区域
鳥取市河原町山手及び郷原
- 4 関係地域
鳥取市河原町
- 5 準備書の縦覧の場所等
 - (1) 縦覧の場所
鳥取市鍛冶町18-2
鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課
鳥取市東町一丁目220
鳥取県生活環境部環境立県推進課
鳥取市尚徳町116
鳥取市環境下水道部生活環境課
鳥取市国府町町屋305-1
鳥取市国府町総合支所市民福祉課
鳥取市福部町細川668
鳥取市福部町総合支所市民福祉課
鳥取市河原町渡一木277
鳥取市河原町総合支所市民福祉課
鳥取市用瀬町用瀬832
鳥取市用瀬町総合支所市民福祉課
鳥取市佐治町加瀬木2519-3
鳥取市佐治町総合支所市民福祉課
鳥取市気高町浜村282-1
鳥取市気高町総合支所市民福祉課
鳥取市鹿野町鹿野1517
鳥取市鹿野町総合支所市民福祉課
鳥取市青谷町青谷667
鳥取市青谷町総合支所市民福祉課
 - (2) 縦覧期間及び縦覧時間

平成24年4月13日（金）から同年5月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) その他

縦覧期間中は、次のホームページでも閲覧することができる。

鳥取県東部広域行政管理組合ホームページ「麒麟の王国」 <http://www.east.tottori.tottori.jp/>

6 意見書の提出期限等

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第17条第1項の規定に基づき、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成24年5月28日（月）まで

なお、郵送等による場合は、当該期限までに到達したものに限り受け付ける。

(2) 提出先及び問合せ先

〒680-0052 鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

電話 0857-26-0532

ファクシミリ 0857-29-2759

電子メール assess@east.tottori.tottori.jp

(3) 記載事項等

ア 様式は自由とし、次に掲げる事項を記載して、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出することができる。

(ア) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 意見書の提出に係る対象事業の名称

(ウ) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

イ 意見書を提出先に持参する場合の受付日時は、(1)の期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。